

携帯無線機 R R C - 2 9 C ほかの物品調達に係る契約希望者募集
要項（公募）

次の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
契約担当官
海上自衛隊大村航空基地隊大村経理隊長

記

1 調達予定品目及び時期
別紙のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- （1）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （2）予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
（3）防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（4）経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
（5）平成 28・29・30 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「物品の製造」に係る九州・沖縄地域資格の競争参加資格を有している者
（6）別紙に記載する「調達予定品目」の販売権等が必要な場合は、契約履行時に当該販売権等を有すること。
（7）調達しようとする品目（純正部品または同等品（製造元が使用を保障した部品））の性能及び納品を保証できること。
（8）納品時不具合事項が発生した場合には、迅速、かつ、継続的に対応が可能であること。

3 提出する技術資料

（1）応募時の提出

次に示す項目について提出するものとする。ただし、過去 5 年以内に同一の資料を提出したもので、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更

部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 調達しようとする品目又は同等品を過去に納入した実績の一覧表及び、契約書又は請書の写し（直近の過去５年間に於ける最新の５件、それに満たない場合は当該期間の全件、実績のない場合は省略可）

イ 販売権等が必要な場合は、当該販売権を有していることが証明できる資料

ウ 調達しようとする品目（純正部品又は同等品（製造元が使用を保障した部品））の入手が可能であり、性能及び納品を保証できることを証明できる資料

エ 納品後の不具合に関する対応が迅速かつ、継続的に可能なことを証明できる資料

（２）対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

４ その他、応募に当たり業者に留意させておくべき事項 な し

５ 参加表明

応募する者は、「参加表明書」（付紙様式）及び第１号、第２号に掲げる資料並びに「技術資料」を添付し提出する。

ただし、過去５年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

（１）資格審査結果通知書（写し）

（２）会社の財政状況・経営成績を証する書類

（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

６ 参加表明書及び技術資料の提出先等

（１）提出先

海上自衛隊大村航空基地隊大村経理隊契約班

〒８５６－８５８５ 長崎県大村市今津町１０番地

０９５７－５２－３１３１（内線６８５・６８６）

０９５７－５２－２０１７（ＦＡＸ直通）

（２）提出期間

３０．５．１６（水）～６．１５（金）

（３）提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時から午後４時４５分までとする。

（４）提出部数

参加表明書（付紙様式）２部、技術資料２部及び前第２号に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は１部

- (５) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

7 技術資料の審査等

技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から、提出資料について説明を求められた場合又は、役務を提供する修理設備、体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

8 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

9 疑義の申立

- (１) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して５日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：参加表明書を提出した部隊等の窓口

イ 時間：直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時から午後４時４５分までとする。

- (２) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

- (３) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から３日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てことができ、契約担当官は疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

10 応募に当たっての留意事項

- (１) 応募者は応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

- (２) 資料等の提出に当たっては、製本、過剰な編てつ等は不要とする。

別 紙

番号	調達予定品目	製造会社	調達予定時期	調達
1	携帯無線機 R R C - 2 9 C の消耗品	株式会社テムコジャパン	30. 5. 16～33. 3. 31	○
2	液体用自動微粒子計測器の消耗品	J F E 商事エレクトロニクス 株式会社	同	○

付紙様式

(記 入 例)

○○. ○○. ○○

大村航空基地隊大村經理隊長 殿

株式会社 ○○○○○○
代表取締役 ○○○○○○

参 加 表 明 書 (大村公示第○号)

標記について、下記のとおり応募します。

記

番号	調達予定品目	備考
○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	

添付書類： 1 資格審査結果通知書（写し）
2 平成〇〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料一式